

# 新生児聴力検査費用一部助成のお知らせ

## ～赤ちゃんの耳のきこえを確認するために～

生まれてくる赤ちゃん 1,000 人のうち 1～2 人は、生まれつき耳のきこえ（聴力）に障害があるといわれています。その場合には、早く発見して適切な治療・援助をしてあげることが、赤ちゃんの言葉とこころの成長のために、とても大切です。

きこえ（聴力）の障害は気づかれにくいいため、早く発見するために「新生児聴力検査」を受けるようおすすめします。伊勢崎市では、その費用の一部を助成します。

助成対象者	伊勢崎市に住所があり、平成 27 年 4 月 1 日以降生まれで、
検査内容	原則、生後 1 か月以内に新生児聴力検査を受けた赤ちゃんの保護者 自動聴性脳幹反応検査（AABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、 耳音響放射検査（OAE）、その他同等の性能を有する新生児聴力検査 ※医療機関によって検査方法は異なります。
助成金額	上限 3,000 円で一人につき検査 1 回まで（3,000 円に満たない場合はその金額）
検査の受け方	①産科医療機関等で聴力検査の説明を受け、検査を実施します。 ※通常、入院中に検査を行います。 ※市内・玉村町で出産した産科医療機関の場合、手続きは不要です。 ②医師より検査結果の説明を受けます。 検査結果は母子健康手帳に記入してもらるか、検査結果用紙を貼ってもらいます。

### 市内・玉村町以外の医療機関で出産を予定されている方へ

市内・玉村町以外の産科医療機関等で検査を受ける場合は、申請により検査費用にかかる費用の一部を助成します。以下の必要書類を用意し、検査後 6 か月以内に申請して下さい。

なお、検査機器のない産科医療機関等で出産した場合は、他の医療機関で検査を受けることも可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

### 申請に必要な書類等

- ① 新生児聴力検査市外受診者補給金交付申請書  
申請書は各保健センター・健康づくり課の窓口に申請書を用意してあります。
- ② 聴力検査費用が分かる領収書  
医療機関の住所・医療機関名・代表者名の押印のあるもの。レシート不可。
- ③ 振込指定金融機関の預金通帳
- ④ 印鑑（朱肉を使う物）
- ⑤ 検査結果記入済みの母子健康手帳  
※医療機関で検査結果を記入してもらってください。母子健康手帳の 17 ページにも検査結果を記入してもらるか、検査結果用紙を貼ってもらうよう、医療機関にお願いして下さい。



伊勢崎市

### ◎お問い合わせ先

健康管理センター	0270-23-6675
赤堀保健福祉センター	0270-20-2210
あずま保健センター	0270-62-9918
境保健センター	0270-74-1363
健康づくり課	0270-27-2746

※申請受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

# 新生児聴力検査について Q&A

## Q1 どんな検査ですか？

A1

赤ちゃんがぐっすり眠っているときに、小さな音をイヤホンから聞かせて、その際の反応波形や音に反応した内耳からの反響音を測定することで、耳の聞こえが正常かどうかを判定する検査です。通常、赤ちゃんの入院中に行います。

検査の種類と説明は、出産した医療機関でお聞きください。

## Q2 検査結果が「パス」だったときは？

A2

その時点で聴力に異常がないと考えられます。ただし、成長の過程でかかる中耳炎やおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）などの影響で、後になって耳の聞こえが悪くなる場合もあります。お子さんの耳の聞こえを継続して見守っていくことが大切です。

## Q3 検査結果が「再検査」となったときは？

A3

もし、検査の結果『再検査』となったとしても、ただちに耳の聞こえが悪いことを意味するものではありません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体が残っていたり、脳の発達はまだ十分でなかったりするため、新生児期の検査でパスしないことがあります。

また、検査のときに泣いたり、動きすぎたりして、うまく判定できないこともあります。

再検査をすすめられときは、主治医の指示のもと、必ず検査を受けて聞こえを確認しましょう。

## Q4 検査結果が「要精検」となったときは？

A4

もし、検査の結果『要精検』となったとしても、ただちに耳の聞こえが悪いことを意味するものではありません。

主治医の指示のもと、早めに専門の耳鼻咽喉科（精密検査実施医療機関）で必ず聴力検査を受けましょう。



# 新生児聴力検査費用一部助成のお知らせ

## ～赤ちゃんの耳のきこえを確認するために～

生まれてくる赤ちゃん 1,000 人のうち 1～2 人は、生まれつき耳のきこえ（聴力）に障害があるといわれています。その場合には、早く発見して適切な治療・援助をしてあげることが、赤ちゃんの言葉とこころの成長のために、とても大切です。

きこえ（聴力）の障害は気づかれにくいいため、早く発見するために「新生児聴力検査」を受けるようおすすめします。伊勢崎市では、その費用の一部を助成します。

助成対象者	伊勢崎市に住所があり、平成 27 年 4 月 1 日以降生まれで、原則生後 1 か月以内に新生児聴力検査を受けた赤ちゃんの保護者
検査内容	自動聴性脳幹反応検査（AABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、耳音響放射検査（OAE）、その他同等の性能を有する新生児聴力検査 ※医療機関によって検査方法は異なります。
助成金額	上限 3,000 円で一人につき検査 1 回まで（3,000 円に満たない場合はその額）
実施場所	産科医療機関等 ※検査機器のない医療機関で出産する場合は、別の医療機関で検査を受けることもできます。詳しくはお問い合わせください。

### <検査の受け方>

- ① 『新生児聴力検査受診票』（ピンク色）を産科医療機関に提出し、出生後入院中に検査を受けます。
- ② 医師より検査結果の説明を受け、検査結果は母子健康手帳に記載してもらうか、母子健康手帳に検査結果用紙を貼ってもらいます。

### 市内・玉村町以外の医療機関で出産を予定されている方へ

市内・玉村町以外の産科医療機関等で検査を受ける場合は、申請により検査費用にかかる費用の一部を助成します。以下の必要書類を用意し、検査後 6 か月以内に申請して下さい。

なお、検査機器のない産科医療機関等で出産した場合は、他の医療機関で検査を受けることも可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

### 申請に必要な書類等

- ① 新生児聴力検査市外受診者補給金交付申請書  
申請書は各保健センター・健康づくり課の窓口に申請書を用意してあります。
- ② 聴力検査費用が分かる領収書  
医療機関の住所・医療機関名・代表者名の押印のあるもの。レシート不可。
- ③ 振込指定金融機関の預金通帳
- ④ 印鑑（朱肉を使う物）
- ⑤ 検査結果記入済みの母子健康手帳  
※医療機関で検査結果を記入してもらってください。母子健康手帳の 17 ページにも検査結果を記入してもらうよう、検査結果用紙を貼ってもらうよう、医療機関にお願いして下さい。



### ◎お問い合わせ先

健康管理センター	0270-23-6675
赤堀保健福祉センター	0270-20-2210
あずま保健センター	0270-62-9918
境保健センター	0270-74-1363
健康づくり課	0270-27-2746

※申請受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

# 新生児聴力検査について Q&A

## Q1 どんな検査ですか？

A1

赤ちゃんがぐっすり眠っているときに、小さな音をイヤホンから聞かせて、その際の反応波形や音に反応した内耳からの反響音を測定することで、耳の聞こえが正常かどうかを判定する検査です。通常、赤ちゃんの入院中に行います。  
検査の種類と説明は、出産した医療機関でお聞きください。

## Q2 検査結果が「パス」だったときは？

A2

その時点で聴力に異常がないと考えられます。  
ただし、成長の過程でかかる中耳炎やおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）などの影響で、後になって耳の聞こえが悪くなる場合もあります。お子さんの耳の聞こえを継続して見守っていくことが大切です。

## Q3 検査結果が「再検査」となったときは？

A3

もし、検査の結果『再検査』となったとしても、ただちに耳の聞こえが悪いことを意味するものではありません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体が残っていたり、脳の発達はまだ十分でなかったりするため、新生児期の検査でパスしないことがあります。

また、検査のときに泣いたり、動きすぎたりして、うまく判定できないこともあります。

再検査をすすめられときは、主治医の指示のもと、必ず検査を受けて聞こえを確認しましょう。

## Q4 検査結果が「要精検」となったときは？

A4

もし、検査の結果『要精検』となったとしても、ただちに耳の聞こえが悪いことを意味するものではありません。

主治医の指示のもと、早めに専門の耳鼻咽喉科（精密検査実施医療機関）で必ず聴力検査を受けましょう。

